

犯罪の被害に遭われた方・ご遺族の方へ

長野県犯罪被害者等見舞金 給付制度のご案内

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者のご遺族、又は重傷病を負われた被害者の方に対して、見舞金を給付します。

対象となる犯罪被害

- ◇日本国内において、令和4年4月1日以降に発生した故意の犯罪行為による死亡又は重傷病

対象となる方

- ◇犯罪の被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、長野県内に住所を有する犯罪被害者又はそのご遺族

見舞金の種類・給付対象者

◇遺族見舞金 60万円

犯罪行為によって死亡した方の第1順位のご遺族（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）に給付（注1）

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（注2）を含む）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた
②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 上記2に該当しない
⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

（注1）第1順位のご遺族が申請をしない場合、第2順位以降のご遺族は申請をすることができません。

（注2）事実婚関係の方、長野県パートナーシップ届出制度の対象となり得る方など

◇重傷病見舞金 20万円

犯罪行為によって療養期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する（精神疾患の場合は療養期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができない）負傷又は疾病を負った犯罪被害者本人に給付

給付されない場合

- ◇犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実婚含む）があった場合
- ◇犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合又は当該被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- ◇犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団員等である場合
- ◇その他の事情から判断して、給付することが社会通念上適切でないと思われる場合

申請書類

※詳しくは、窓口にお問い合わせいただいた際に、ご案内します。

- ◇長野県犯罪被害者等見舞金（遺族・重傷病）給付申請書
- ◇犯罪被害申告書
- ◇添付書類（死体検案書、住民票の写し、戸籍謄本 等）

申請期限

- ◇犯罪行為による被害を知った日から1年以内。
ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。

給付決定の取消、見舞金の返還

- ◇給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、決定を受けた者が偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認めるときは、給付決定が取り消されます。
- ◇給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されているときは、返還しなければなりません。

制度の利用については、まずは窓口にお問い合わせください。

長野県犯罪被害者等総合支援窓口

（長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課）

TEL 026-235-7106（平日9:00～16:30）